

岐阜県公報

第二千九百三十二号
平成三十年三月二十三日

(金曜日)

目次

規則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則
岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則

(税務課) 一六九
(医療整備課) 一六九

告示

有害興行の指定
道路の区域変更
道路の供用開始

(私学振興・青少年課) 一七〇
(道路維持課) 一七〇
(同) 一七一

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
県営土地改良事業の変更計画の決定
県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等
公共測量の終了
競争入札に参加する者に必要な資格に関する件
土地改良区役員の前任及び就任

(商業・金融課) 一七一
(農地整備課) 一七一
(同) 一七二
(用地課) 一七二
(出納管理課) 一七三
(揖斐農林事務所) 一七六

規則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十三号

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県消防団協力事業所の支援のための事業税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年岐阜県規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「平成二十九年度分」を「平成三十一年度分」に、「平成二十九年三月十五日」を「平成三十一年三月十五日」に、「平成三十年度分」を「平成三十二年度分」に、「平成三十年三月十五日」を「平成三十二年三月十六日」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十四号

岐阜県医療法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県医療法施行細則（平成十二年岐阜県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第二十条の二中、「第四十二条の三第一項の規定する」を「第四十二条の二第一項の」に改める。

別記第三十八号様式を次のように改める。

第28号様式 削除

別記第三十一号様式及び別記第三十二号様式の二中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別記第三十二号様式の三中「介護老人保健施設」を「介護老人保健施設・介護医療院」に改める。

別記第三十四号様式、別記第三十六号様式、別記第三十七号様式、別記第三十九号様式及び別記第三十九号様式の二中「又は介護老人保健施設」を「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百五十八号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有害興行として指定した。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

1 指定興行

種別	題名	種	配給会社名
映画	だまされてペロペロ わかれて賣います		オーピー映画
映画	青春のさざくれ 不器用な若使い		オーピー映画
映画	さかひ荘 マイドちゃんご用心		オーピー映画
映画	密室の悪戯 乱れさせて		新東宝映画
映画	再会の浜辺 後梅と霞た女		オーピー映画

2 指定年月日

平成30年3月23日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		安八郡安八町南条字草野 一五九番二地先から 同郡同町中字上納割 八〇九番四地先まで	前A	六七 一五・五	五八・〇	A及びBは、関係図面に示す敷地の範囲を
		安八郡安八町南条字草野 一五九番二地先から	A	六七 一五・五	五八・〇	この道を岐

道の種類	路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考	県道	北 多	度 方	線	
							岐 阜 県 道	岐 阜 県 道	岐 阜 県 道	岐 阜 県 道	岐 阜 県 道
岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 号							岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 号	岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 号			
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。							岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 号				
なお、その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間岐 阜 県 県 土 整 備 部 道 路 維 持 課 及 び 岐 阜 県 美 濃 土 木 事 務 所 において一般の縦覧に供する。							岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 号				
平成三十年三月二十三日							岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 号				
岐 阜 県 知 事 古 田 肇							岐 阜 県 知 事 古 田 肇				

道の種類	路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考	県道	山 本	東 巢	線	
							岐 阜 県 道	岐 阜 県 道	岐 阜 県 道	岐 阜 県 道	岐 阜 県 道
岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 一 号							岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 一 号				
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。							岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 一 号				
なお、その関係図面は、平成三十年三月二十三日から二週間岐 阜 県 県 土 整 備 部 道 路 維 持 課 及 び 岐 阜 県 美 濃 土 木 事 務 所 において一般の縦覧に供する。							岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 一 号				
平成三十年三月二十三日							岐 阜 県 告 示 第 百 六 十 一 号				
岐 阜 県 知 事 古 田 肇							岐 阜 県 知 事 古 田 肇				

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年三月二十三日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) ザ・ビッグ可児御嵩店

可児郡御嵩町上恵土九五六 外

二 意見の概要

可児市長の意見

・騒音の対策について

・光害について

・周辺への影響について

(届出事項 新設)

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
庄川上流地区	白川村役場	平成三〇・四三・二二〇三

県営土地改良事業計画の変更に関する市町村等協議に係る概要等

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十八条第四項の規定により次の県

営土地改良事業の変更についてその概要等を瑞浪市長と協議したので、同条第六項において読み替えて準用する同法第八十七条の二第八項の規定により公示し、事業計画の変更についてその概要等を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
瑞浪中部地区	瑞浪市役所	平成三〇・四三・二二〇三

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量(岐阜県共有空間データ作成)

三 作業期間

平成二十九年七月三日から

平成三十年三月九日まで

四 作業地域

岐阜県内

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第二項の規定により岐阜市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜市

二 作業種類

公共測量（空中写真測量）

三 作業期間

平成二十九年十月二十七日から
平成三十年三月二日まで

四 作業地域

岐阜市

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により大垣市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

大垣市

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正）

三 作業期間

平成二十九年八月十日から
平成三十年三月五日まで

四 作業地域

大垣市

競争入札に参加する者に必要な資格に関する件

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項及び第百六十七條の十一第二項の規定により、平成三十年度の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、同令第百六十七條の五第二項（同令第百六十七條の十一第三項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条の規定により公示します。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調達をする物品等又は特定役務の種類

- 1 電子計算機器類
- 2 通信機器類
- 3 試験・分析機器類
- 4 一般・産業用機器類
- 5 被服類
- 6 燃料
- 7 電力
- 8 家具類
- 9 事務用品類
- 10 航空機部品
- 11 凍結防止剤
- 12 災害用備蓄品
- 13 書籍
- 14 建設工事
- 15 その他の陸上運送サービス
- 16 電気通信サービス
- 17 電子計算機サービス及び関連のサービス

18 建築物の清掃サービス

19 金属製品、機械及び機器の修理のサービス

20 映画及びビデオテープの制作及び配給のサービス

21 その他

二 資格

地方自治法施行令第六十七條の五第一項及び第六十七條の十一第二項の規定により定める競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に記載されていることとします。

三 名簿への登録

名簿への登録を希望する者は、岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）第二百六条第一項の規定により入札参加資格審査申請書等を知事に提出して、次の要件を満たすかどうかの審査を受けなければなりません。

1 県税（個人の県民税、地方消費税及び県が発行する証紙をもって払い込む県税（証紙に代えて現金で納付される県税を含む。）のうち自動車税以外のものを除く。）について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

2 県内に主たる営業所を有する者にあつては、消費税及び地方消費税について未納の税額（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

3 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条の更生手続開始の申立て（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）があつた者にあつては、同法第九十九条第一項又は第二百条第一項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。

4 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二十一条の再生手続開始の申立てがあつた者にあつては、同法第七十四条第一項又は第七十四条の二第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

5 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。

6 建設工事の請負にあつては、次の(1)及び(2)の要件を満たすこと。
(1) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十八条、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条及び雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）（第七条の各規定による届出（当該届出を行う義務がない者を除く。）を行っていること。

(2) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による許可を受けることと、同法第二十七条の二十三第一項の規定による経営事項審査を受けていること。

7 測量の請負にあつては、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十五条第一項の規定による登録を受けていること。

8 地質調査の請負にあつては、地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

9 建設コンサルタントの請負にあつては、建設コンサルタント登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十七号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

10 補償コンサルタントの請負にあつては、補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定による登録を受けていること。

11 建築設計の請負にあつては、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定による登録を受けていること。

12 建築設備設計の請負にあつては、建築士法第二十三条第一項の規定による登録を受けていること又は知事が建築設備に関する知識及び技能の資格を有すると認め、岐阜県建築設備設計事務所登録を受けていること。

13 第六号から前号に掲げるもののほか、法令の規定による許可、認可、登録等を受けなければ営むことができない業に係る請負にあつては、当該許可、認可、登録等を受けていること。

14 森林整備業務の請負にあつては、次の(1)から(4)までのうち、いずれかの資格等を有する技術職員を一名以上通年雇用し、かつ、常勤の技術職員を二名以上又は非常勤の技術職員を五名以上雇用していること。
(1) 林業技士
林業技士養成事業実施要領（昭和五十三年十月六日付け農林水産事務次官通達）又は林業技士養成事業実施要綱により一般社団法人日本森林技術協会が認定した者

(2) 青年林業士（育成部門又は素材生産部門に限る。）
林業後継者育成対策等事業実施要領（昭和五十八年四月四日付け農林水産事務次官通達）により都道府県知事が認定した者又は岐阜県林業士認定要領により岐阜県知事が認定した者

予 定 価 格	等級区分
<p>(3) 基幹林業作業士、林業技能作業士又は林業作業士 林業労働力対策実施要領（昭和四十五年七月三十一日付け林野庁長官通達）、 林業担い手育成強化対策実施要領（平成八年五月二十四日付け林野庁長官通達）、 林業担い手育成確保対策事業の実施について（平成十年四月八日付け林野庁長官 通達）又は強い林業・木材産業づくり交付金実施要領（平成十七年三月三十日付 け林野庁長官通達）により都道府県知事又は林業労働力確保支援センターが認定 した者</p> <p>(4) フォレストワーカー、フォレストリーダー又はフォレストマネージャー 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく資金の貸付け等に関する省令 （平成八年農林水産省令第二十五号）に基づき農林水産省が備える研修修了者名 簿に登録された者</p>	
<p>四 有効期間等</p> <p>1 有効期間 資格の有効期間は、名簿に登録されている期間です。 名簿への登載は、三の規定による審査の結果三の各号に掲げる全ての要件を満た していると認められたときになされ、名簿からの抹消は当該各号に掲げるいずれか の要件を欠いたときになされず。 なお、森林整備業務の請負に係る名簿については平成三十一年三月三十一日をもっ て、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る名簿並びに測量、地質調査、建 設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設計及び建築設備設計業務の請負に 係る名簿については平成三十二年三月三十一日をもって、それぞれ失効します。</p> <p>2 更新 有効期間満了後引き続き資格が必要な場合は、有効期間満了前又は満了と同時に 改めて名簿に登録されなければなりません。</p> <p>五 建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等級区分 二で規定する資格のほか、建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格の等 級区分（建設業法第二十七条の二十三第一項の審査の評定に基づき、別に定める基準 に従って定められるものをいう。）は、次のとおりです。</p> <p>1 土木一式工事</p>	

<p>六 資格に関する文書の入手方法 資格に関する事務の担当課及び資格に関する文書を入手するためのホームページア ドレスは、次のとおりです。</p> <p>1 建設工事、測量、地質調査、建設コンサルタント、補償コンサルタント、建築設 計及び建築設備設計の請負 〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県土整備部技術検査課建設係 電話番号 〇五八 二七二 八五〇四 ホームページアドレス http://www.pref.gifu.lg.jp/shakai-kiban/kendo/nyusatsu/11656/simeinegai.html</p>	<p>2 建築一式工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予 定 価 格</th> <th>等級区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四千万円以上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>千五百万円以上四千万円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>千五百万円未満</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	予 定 価 格	等級区分	四千万円以上	A	千五百万円以上四千万円未満	B	千五百万円未満	C								
予 定 価 格	等級区分																
四千万円以上	A																
千五百万円以上四千万円未満	B																
千五百万円未満	C																
<p>3 電気工事及び管工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予 定 価 格</th> <th>等級区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二千万円以上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>六百万円以上二千万円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>六百万円未満</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	予 定 価 格	等級区分	二千万円以上	A	六百万円以上二千万円未満	B	六百万円未満	C	<p>2 建築一式工事</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>予 定 価 格</th> <th>等級区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>五千万円以上</td> <td>A</td> </tr> <tr> <td>二千五百万円以上五千万円未満</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td>二千五百万円未満</td> <td>C</td> </tr> </tbody> </table>	予 定 価 格	等級区分	五千万円以上	A	二千五百万円以上五千万円未満	B	二千五百万円未満	C
予 定 価 格	等級区分																
二千万円以上	A																
六百万円以上二千万円未満	B																
六百万円未満	C																
予 定 価 格	等級区分																
五千万円以上	A																
二千五百万円以上五千万円未満	B																
二千五百万円未満	C																

2 森林整備業務の請負

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県林政部治山課治山係

電話番号 〇五八 二七二 八五二六

ホームページアドレス <http://www.kyoushin.crcr.or.jp/>

3 製造の請負、物件の買入れその他の契約

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県出納事務局出納管理課用度係

電話番号 〇五八 二七二 八七一五

ホームページアドレス http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei/nyusatsu/nyusatsu-sanka/1113/index_6831.html

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成三十年三月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	西濃用水区連合	平成 三〇・三・二六	理事	渡 邊 信 行	揖斐郡池田町上田	六四番地	所
-------	---------	---------------	----	---------	----------	------	---

就任した役員

土地改良区	西濃用水区連合	平成 三〇・三・二二	理事	渡 邊 幸 一	揖斐郡池田町上田	一五番地	所
-------	---------	---------------	----	---------	----------	------	---

平成三十年三月二十三日発行

発行者 岐阜市藪田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社